

★もっと詳しく! (定額減税～調整給付) ★

定額減税って?

令和6年分 所得税の分

もともとの所得税額

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

扶養親族数はR6.12.31の
現況で判断。
ただし、令和6年中における扶
養時の死亡については、死亡
時の現況による。

減税できた額

減税後の
所得税額

令和6年分 住民税(所得割)の分

もともとの住民税(所得割)額

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

扶養親族数はR5.12.31の
現況で判断。

減税できた額

減税後の
住民税(所得割)額

- ・ 納める税金が減ることで、納税者の手取りが増える。
- ・ しかし、『もともとの所得税額』が『定額減税可能額』を下回る場合、定額減税による経済的支援が十分に受けられない。(↓)

もともとの
所得税額

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

減税しきれな
かった額

減税できた額

①

もともとの住民税
(所得割)額

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

減税しきれな
かった額

減税できた額

②

- ・ 対象者が「定額減税可能額」分の経済的支援を十分に受けられるよう、減税しきれなかった分については現金給付で補う。これを調整給付(正式名称:定額減税補足給付金)という。(↓)

①

+

②

=

調整給付

- ・ 「調整給付」は、迅速な給付のために2段階に分けて給付を行う。
- ・ 令和6年度に行うものを、「当初調整給付(正式名称:令和6年度青梅市定額減税補足給付金)」
- ・ 令和7年度に行う予定のものを、「不足額給付(正式名称:未定)」という。

- ・ なぜ2段階に分ける必要があるのか? → 上記①が、R6.6時点では確定していないため。

令和6年分 所得税

- ・ 令和6年1月1日～12月31日までの収入(所得)で決まる(令和7年3月の確定申告までは決まらない)。
- ・ 国税である(管轄は税務署)。
- ・ 所得税法にもとづき決定。

令和6年分 住民税(所得割)

- ・ 令和5年1月1日～12月31日までの収入(所得)で決まる。(R6.6時点で確定済)
- ・ 地方税である(管轄は市役所)。
- ・ 地方税法および青梅市市税条例により決定。

★当初調整給付(7月末～通知発送予定)★

- 令和6年分所得税はR6.6時点で未確定。(令和6年分住民税はR6.6時点で確定済み)
- そのため、令和6年分住民税の決定のために市で保有している「令和5年の確定申告等の情報」を使用して、令和6年分所得税を「推計」して、給付に活用する。

★より

$$\text{①} = \text{定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)} - \text{もともとの所得税額}$$

もともとの所得税額

はR6.6時点で未確定のため、「R5分確定申告等の情報」を国の算定ツールに入力して、**R6所得税額(仮)**を出力させる。

R5確定申告等の情報



R6所得税額(仮)

≡ R5所得税額

R6所得税額(仮)

を使用して、

①(仮)

を算出し、

当初

調整給付

を出す。

令和6年分 所得税の分

R6所得税額(仮)

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

扶養親族数はR5.12.31の現況で判断。

減税しきれないと想定される額

減税できると想定される額

①(仮)

R5所得税からの推計で、

令和6年分 住民税(所得割)の分

もともとの住民税(所得割)額

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

減税しきれなかった額

減税できた額

②

①(仮)

+

②

=

当初

調整給付

- 調整給付の金額は、本来令和6年分所得税が決まってから確定するものだが、給付の迅速化の観点から、上記の方法で算出されている。
- 令和5年1月1日～12月31日の所得(以下「R5所得」という)と、令和6年1月1日～12月31日の所得(以下「R6所得」という)に変更がない場合(あるいは、R6所得の方が大きい場合)は、原則『①(仮) ≥ ①』となるため、『当初調整給付 ≥ 調整給付』となる。よって、調整給付に不足はない。(超過が出る場合はあるが、その場合も返還は求めない。)
- 「R5所得 > R6所得」の場合、こどもの出生等により扶養親族数が増加した場合、当初調整給付後に税額修正が生じた場合など、『①(仮) < ①』となり、『当初調整給付 < 調整給付』となる場合には、「調整給付の不足額給付(裏面)」が別途支給される。
- 最終的(R7年度実施予定の不足額給付完了後)には、対象の方には漏れなく定額減税可能額相当の経済的支援が行き届くことになる想定。

★不足額給付Ⅰ（令和7年度実施予定）★

- 令和6年分所得税の確定後（R7年3月の確定申告等の情報がそろった後）でないと実施できないため、令和7年の夏以降に行われる。
- 当初調整給付に際し、推計額（①（仮））を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方等に対して、不足する額を給付する。（支給額が超過した場合には、返還等は求めない。）
- 「R5所得>R6所得」の場合、子どもの出生等により扶養親族数が増加した場合、当初調整給付後に税額修正が生じた場合など「当初調整給付<調整給付」となる場合、対象になる可能性がある。

当初調整給付額は、
このように求めたが…

①（仮）

+

②

=

当初

調整給付

令和6年分 所得税の分（R6.6時点）

R6所得税額
（仮）

R5所得にもとづいて
算出（推計値）

定額減税可能額
（3万円×減税対象人数）

扶養親族数はR5.12.31
の現況で判断。

減税でき
ると想定
された額

①（仮）

減税し
れないと
想定され
た額

1年後

令和6年分 所得税の分（R7.6時点）

（例）

R6所
得税額

R5所得に比べ、R6所得が低い場
合は、推計値より所得税額が減少。

定額減税可能額
（3万円×減税対象人数）

扶養親族数はR6.12.31の
現況で判断。
ただし、令和6年中における扶
養時の死亡については、死亡
時の現況による。

減税し
れない
額

①

減税で
きた額

想定していたよりも、現金給付で補う
べき金額が大きかった事が判明する。

R6時点で、

①（仮）

+

②

=

当初

調整給付

この分は支給済みだが

本来的には、

①

+

②

=

調整給付

この分の支給が
必要だった。

そのため、

調整給付

-

当初

調整給付

=

この分をR7年度に
支給する。

- 不足額給付まで完了すると、定額減税の対象となった方全員に対して、「定額減税可能額」分の経済的支援が行われたことになる。
- 定額減税の対象にならず、低所得世帯向けの給付金も対象とならなかった方は次の不足額給付Ⅱを参照。

これを
「不足額給付」という。

★不足額給付Ⅱ（令和7年度実施予定）★

- これまでに述べた場合とは別に、本人および扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方については、個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要があるケースが存在します。
- 給付は原則4万円（定額）で、R6.1.1時点で国外居住者であった場合は3万円です。

下記のすべてを満たす場合、対象となります。

- 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

≡一体措置の対象外

例えばこんな方が対象です。

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方 など

定額減税～調整給付に関する注意事項等

算定ツールの仕様に関して

- 算定ツールによる推計所得税額の計算においては、加味されない国税の税額控除があります。それは所得税の控除のうち、寄付金控除や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などです。
- これらの控除は、「原則として全自治体が情報を保有している項目（データ標準レイアウトといいます）」から外れた、「非登載項目」です。
- 調整給付における「令和6年度推計所得税額」の算出にあたっては、算定ツールの仕様上、前述の「データ標準レイアウト」の項目のみで算定を行う設計のため、寄付金控除や住宅借入金等特別控除などの控除を受けている場合、「令和6年度推計所得税額（①（仮）」にはそれらの控除が反映されておられません。
- そのため、「令和6年度推計所得税額（①（仮）」が実際の「令和6年度所得税額（①）」に比べ大きくなります。（本来ある所得（または税額）の控除が反映されていないため。）
- 結果として当初調整給付に不足が生じる場合がありますが、その場合については前述した「不足額給付Ⅰ」にてご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。